

## 未来通り住民協定

### (目的)

第1条 この協定は、「未来通り」を、静かで、きれいで、ゆとりのある、すてきな通りとして守り育てて行くことおよび、安らぎと活力があり、誇りを持ち心の通い合う地域として行くことを目的とします。

### (名称)

第2条 この協定の名称は、「未来通り住民協定」とします。

### (区域)

第3条 この協定の区域（以下「協定区域」といいます）は、別紙「未来通り住民協定区域図」に示すとおり、「未来通り」の両側とします。

### (協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者および建物所有者ならびに賃借人等（以下「関係者」という）のおおむね3分の2以上の合意により締結します。（以下協定を締結された方を「協定者」といいます）

### (協定事項)

第5条 この協定の目的を達成するため、別紙のとおり協定事項を定め、相互に連携協力して遵守していきます。

### (運営会)

第6条 この協定を、運営するため「未来通り住民協定運営会」（以下「運営会」という）を設置します。

2 運営会は、協定者等をもって組織します。

### (運営会役員)

第7条 運営会に、次の役員を置きます。

会 長 1名

副会長 3名（内1名は会計担当）

事務局 1名

幹 事 若干名

監 事 2名

2 会長は、運営会を代表統括し、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理します。

3 幹事は協定事項の運営にあたり、監事は運営会の会計を監査します。

4 この運営会に、相談役を置くことができます。

5 役員任期は、2年とします。

6 再任は、妨げません。

(総会)

第8条 総会は会長が招集し、協定者の過半数の出席をもって成立し、議案は出席者の過半数をもって可決とします。

2 総会は、「役員を選任」「役員会が認めた事項」等を審議します。

(協定への参加)

第9条 この協定に賛同する関係者は、運営会に対してその意思を表示することにより、協定に参加することができます。

(運営費)

第10条 この運営会の運営費は、会費・寄付金・その他をもってあてます。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とし、期間満了日前に協定者の過半数に廃止の意思がないときは、さらに10年間延長します。

(年度)

第12条 この運営会の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(協定の改廃)

第13条 この協定を改廃する場合は、協定者のおおむね3分の2以上の合意をもってその旨を定め、長野県知事に届けます。

付則

1 この協定は、平成10年6月3日から守っていきます。

## 協定事項

### 1 緑化等について

- (1) 未来通りの景観が形成されるよう、花壇、街路樹を植栽し管理するよう努めます。
- (2) 街路樹は、原則として「シャラの木（夏つばき）」とします。
- (3) 関係者の敷地内は、できるだけ緑化に努め、道路との境はなるべく低い生け垣として、塀等はなるべく避けるものとします。

### 2 建築物等について

- (1) なるべく、道路からゆとりをもって建築するよう努めます。
- (2) 高さ、形状は周囲と調和するように努めます。

### 3 屋外広告物について

- (1) 設置する場合は、自己の営業用のみで必要最小限の箇所とし、広告物の面積は、必要最小限とします。
- (2) 点滅や動く広告物は、原則として設置しないようにします。
- (3) 「立看板」「はり紙」等は、しないようにします。  
但し、開店時のみは可とします。

### 4 自動販売機について

- (1) 極力設置をさけるものとします。
- (2) 悪影響をおよぼす自動販売機は、設置をしないようにします。

### 5 電柱等について

道路境界付近に設置せず、景観上支障のない位置に設置するよう努めます。

## 6 色彩について

原色は避け、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観等と調和した色とします。

## 7 清掃等について

- (1) 「未来通り」およびその周辺を、常に清掃しきれいに保ちます。
- (2) 雪かきを率先して実行します。

## 8 騒音について

騒音をなるべくたてないものとします。

## 9 「未来通り」の表示

- (1) 「未来通り」の「看板」「ステッカー」を極力設置します。
- (2) 封筒・名刺等に、極力「未来通り」のロゴを利用します。
- (3) チラシ広告等に、極力「未来通り」のロゴを利用します。
- (4) 「未来通り」のロゴ等は、別紙のとおりとします。

## 10 現存施設等について

なるべく、この協定にそって速やかに改善をしていくものとします。

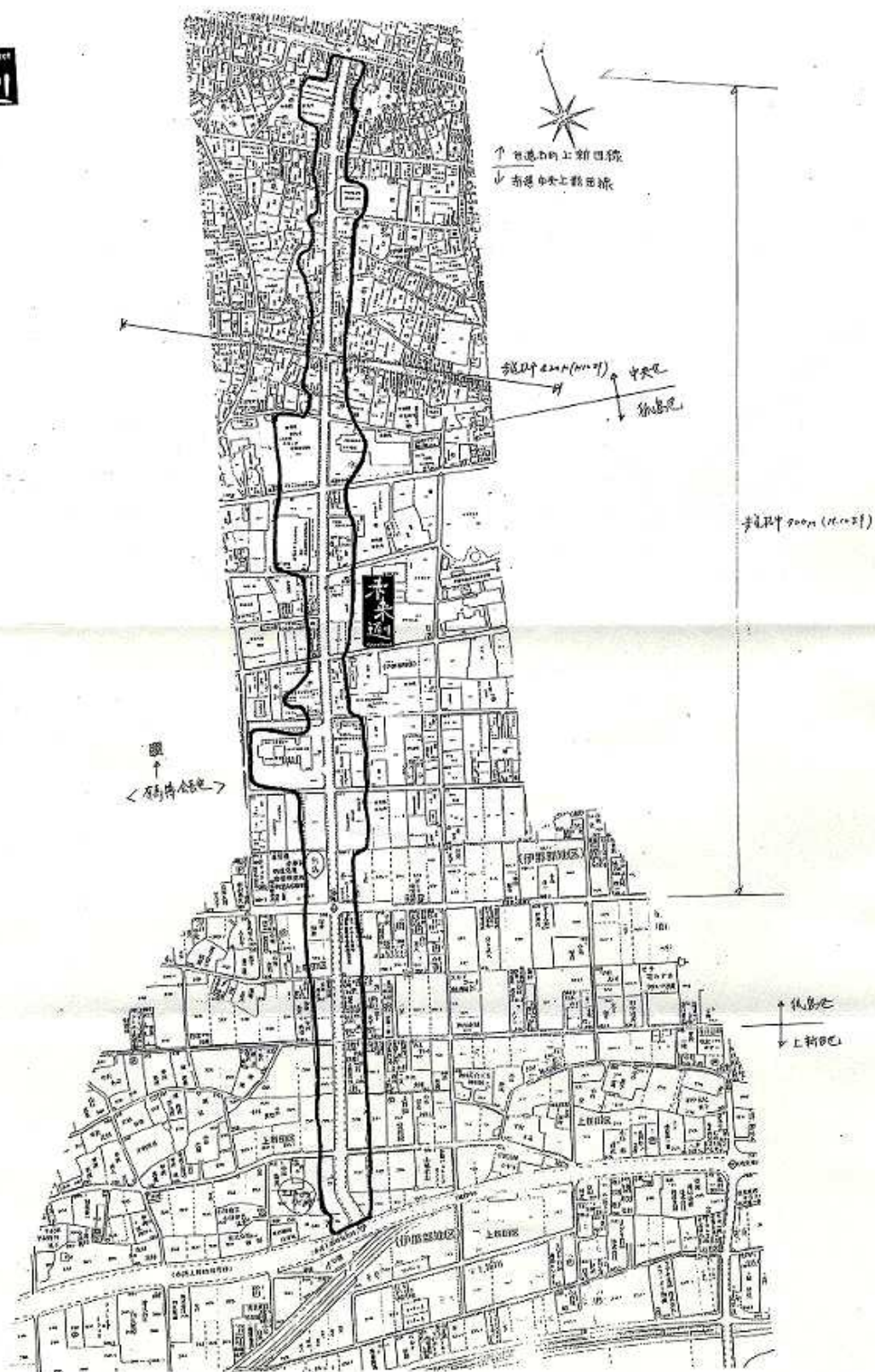
## 11 事前相談について

建物等の新增改築、工作物の設置、植栽等を実施する場合は、早期の計画段階で、運営会に相談をするものとします。

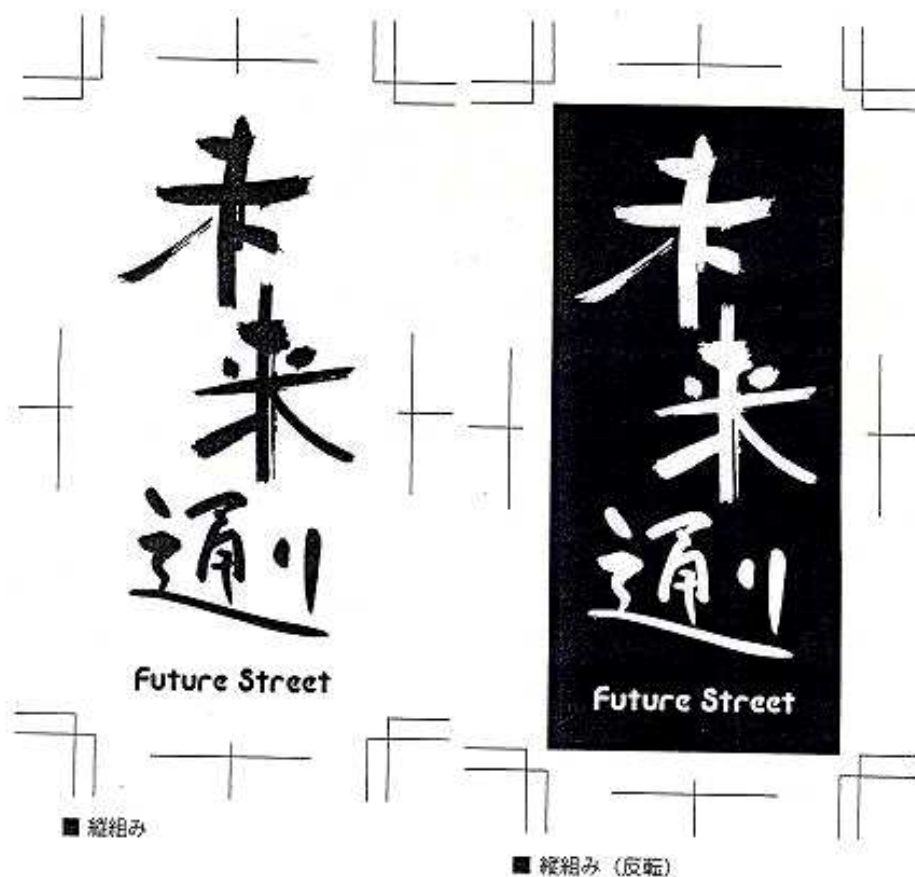
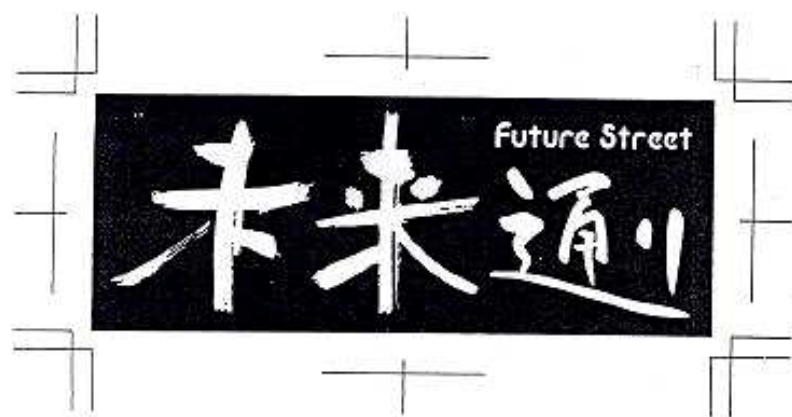
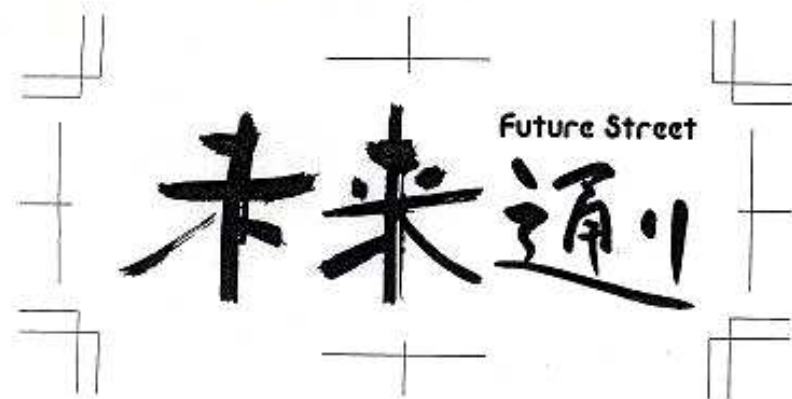


未来通力住宅协定区域图

Future Street  
**未来街**



## 「未来通り」ロゴタイプフォーマット



### 指定カラー

【印刷用】 DIC 899 TOYO 0461pc PANTONE 273CV

【サイン用】 タフカル4524 (プルシャンブルー)

カッティングシート 522S (プルシャンブルー-S)